

北関東自動車道
下野スマート I C 家屋事後調査

特記仕様書

令和 8 年 1 0 月

東日本高速道路株式会社
関東支社 宇都宮管理事務所

目 次

	頁
第 1 章 総則	
1－1 調査等概要	1
1－2 適用する共通仕様書	1
1－3 テクリスへの登録	1
1－4 履行期間	1
1－5 資料の貸与	2
1－6 部分使用	2
1－7 計画工程表	2
1－8 打合簿の作成及び提出について	2
1－9 施工上の義務及び心得	3
1－10 土地への立入	3
1－11 年度出来高予定額	3
1－12 その他	3
第 2 章 業務細部に関する事項	
2－1 業務の内容	4
2－2 適用すべき諸基準等	4
2－3 現地踏査	4
2－4 調査区分	4
2－5 事後調査における一般的事項	4
2－6 数量等の処理	5
2－7 事後調査における損傷調査	5
2－8 写真撮影	7
2－9 調査書等の作成	7
2－10 立会い確認書	9
2－11 所有者への調査結果報告書の配布	9
2－12 打合せ	9
2－13 材料費等	9
2－14 交通費・宿泊費	9
2－15 成果品	10
2－16 補足事項	10

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 北関東自動車道 下野スマートIC家屋事後調査

1-1-2 路線名 北関東自動車道

1-1-3 履行箇所 北関東自動車道
自) 栃木県下野市下古山 (K P 1 1 3. 2)
至) 栃木県下野市下古山 (K P 1 1 3. 4)

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	数 量	備 考
現地踏査	1 式	
事後調査 木造建物	5 棟	
事後調査 非木造建物	1 棟	
事後調査 工作物	1 3 箇所	
報告書配布	1 1 件	
打合せ	1 式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書1-13「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式—1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から210日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1-5 「資料の貸与及び返却」に基づく貸与資料は、下表の調査等業務による成果品等である。

ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果等の貸与予定日は次のとおりとする。

なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合は、別途監督員と協議するものとする。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
成果品	北関東自動車道 下野スマート I C 家屋事前調査	契約締結後貸与	電子データ

1-6 部分使用

共通仕様書 1-3-6 「部分使用」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、次表のとおりとする。

内容	使用開始時期	使用理由
調査結果報告書	調査完了後業務内容確認検査前	調査報告書配布のため

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1-1-4-1 「作業計画書の提出」に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1-2-2 に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。

なお、作業単位の設定は、下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
事後調査	現地踏査	1 式	
	木造建物	5 棟	(現地調査)
	非木造建物	1 棟	(現地調査)
	工作物	1 3 箇所	(現地調査)
	報告書作成	1 式	(内業)
	報告書配布	1 1 件	
	打合せ	1 式	

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1-2-2 「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-3-1-1 「事前協議」に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書 1-1-4-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-8 打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-2-2 「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第1-4号）を作成し、監督

員に記載事項についての確認を得るものとする。

また、清書・押印した調査等打合簿は、打合せ後7日以内に監督員に電子メールによる伝達をするものとする。

監督員は、伝達のあった調査等打合簿を受領後7日以内に受注者に、返送するものとする。

1-9 施工上の義務及び心得

本業務の実施に当たって、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務は権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (3) 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。

1-10 土地への立入

- (1) 受注者は、本業務の実施のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、共通仕様書1-17-5「土地への立入り」の規定によるものとする。
なお、立入る土地または建物等の権利者の同意は、原則として、受注者が得るものとする。同意が得られないものにあつては、その理由を付して、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては、立入りの日及び時間をあらかじめ、監督員に報告するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施のために建物等の立入り調査を行う場合には、所有者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、所有者の了解を得ることをもって足りるものとする。

1-11 年度出来高予定額

1-11-1 年度出来高予定額

受注者は、各年度の出来高予定額を計画し、年度出来高計画書（本特記仕様書様式-2）を発注者に提出するものとする。

1-11-2 年度出来高予定額の変更

受注者は、調査等請負契約の変更が行われた場合、年度出来高修正計画書（本特記仕様書様式-3）を発注者に提出するものとする。

1-12 その他

共通仕様書1-44「情報の作成」、1-45-3「電子納品」、1-45-4「電子納品チェックシステム」、1-45-5「標準提出部数」及び1-48「特殊調査及び試験への協力等」については、適用しないものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、北関東自動車道（壬生ＩＣ～宇都宮上三川ＩＣ間）東行き及び西行き（ＫＰ１１３．２～ＫＰ１１３．４付近）に設置する下野スマートＩＣに近接する既存家屋等について、事前調査を行った損傷箇所の変更及び工事によって新たに発生した損傷について調査するものである。

2-2 適用すべき諸基準等

本業務で使用する技術基準は、次のとおりである。

名 称	出 典	発 行 年 月	備 考
調査要領	東日本高速道路株式会社	令和7年7月	
CADによる図面作成要領 土木編	東日本高速道路株式会社	平成29年9月	

2-3 現地踏査

現地踏査とは、建物事後調査の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するもの。

2-4 調査区分

事後調査における調査区分は次のとおりである。

区 分		判 断 基 準	延べ面積（m ² ）
木造建物		主要構造物（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物	
	A3	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅、寄宿舍、その他これらに類するもの。	130以上～200未満
	A4		200以上～300未満
	C1	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。	70未満
非木造建物		主要構造物が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）	
	イ1	店舗、事務所、病院、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの。	200未満
工作物		駐車場や店舗・工場等の敷地内の一部の工作物	
	工1		100未満
	工2		100以上～300未満
	工3		300以上～630未満
	工4		630以上～1300未満

2-5 事後調査における一般的事項

本業務の実施にあたっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の事項について調査を行うものとする。

- (1) 建物の敷地ごとに建物等（建物以外の工作物については主たるもの）の敷地内の位置関係。
- (2) 建物ごとに実測による間取り平面及び立面。
- (3) 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所。
現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書を請求するなどの方法により調査を行う。
- (4) その他、本特記仕様書 2-9 「調査書等の作成」の調査書及び図面の作成に必要な事項。

2-6 数量等の処理

2-6-1 建物等の計測

- (1) 建物等の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。
- (2) 建物等の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うものとする。
- (3) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則としてミリメートルを単位とする。

2-6-2 図面等に表示する数値及び面積計算

- (1) 建物等の調査図面に表示する数値は、本特記仕様書 2-6-1 「建物等の計測」の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- (2) 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値をもとめるものとする。
- (3) 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。
- (4) 1 棟の建物が 2 つ以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を本特記仕様書 2-6-2 (2) および (3) の定めるところにより算出するものとする。

2-7 事後調査における損傷調査

- 2-7-1 受注者は、本特記仕様書 2-5 「事後調査における一般事項」の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- | | | | | |
|-----|-----|------|------|-----|
| ①基礎 | ②軸部 | ③開口部 | ④床 | ⑤天井 |
| ⑥内壁 | ⑦外壁 | ⑧屋根 | ⑨水回り | ⑩外構 |

2-7-2 基礎についての調査は、次により行うものとする。

- (1) 建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物基礎の四方向を水準測量で計測する。
- (2) コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、亀裂等の発生箇所及び状況（最大幅及び長さ）を計測する。
- (3) 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状

況（大きさ）を計測する。

(4) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

2-7-3 軸部（柱及び敷居）についての調査は、次により行うものとする。

(1) 原則として、すべての傾斜の程度を傾斜計で計測する。

(2) 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。

(3) 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。

(4) 計測の単位は、ミリメートルとする。

2-7-4 開口部（建具等）についての調査は、次により行うものとする。

(1) 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、不良箇所すべてを計測する。

(2) 計測箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間の最大値の点とする。

(3) 建具の開閉が滑らかに行えないもの又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。

(4) 計測の単位は、ミリメートルとする。

2-7-5 床についての調査は、次により行うものとする。

(1) えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。

(2) 床仕上げ材に亀裂、縁切れ若しくは剥離又は破損が生じているときは、それらの箇所の状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。

(3) 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。

(4) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。

2-7-6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏れ等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。

2-7-7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

(1) 原則として、すべてのちり切れを計測する。

(2) 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。

2-7-8 内壁に亀裂が生じているときの調査は、次により行うものとする。

(1) 原則として、すべての亀裂の計測（最大幅、長さ及び分岐点幅）をする。

(2) 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。

(3) 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏れ等のシミが生じているときは、その形状及び大きさの調査をする。

2-7-9 外壁に亀裂等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

- (1) 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
- (2) 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。

2-7-10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときの調査は、当該建物の屋根伏図を作成し、次により行うものとする。

- (1) 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
- (2) 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。

2-7-11 水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときの調査は、次により行うものとする。

- (1) 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときの調査は、すべての損傷について本特記仕様書2-7-8に準じて行う。
- (2) 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が視認されるときは、その状況等を調査する。

2-7-12 外構（テラス、コンクリートの叩き、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、本特記仕様書2-7-11に準じて、その状況等の調査を行うものとする。

2-8 写真撮影

前項に規定する建物等の各部位の調査に当たっては、次により写真撮影するものとする。
この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- (1) カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。
- (2) 事後調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
 - イ) 四方からの外部及び屋根
 - ロ) 各室
- (3) 本特記仕様書2-8(2)の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
 - イ) 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名
 - ロ) 損傷名及び損傷の程度（計測）
 - ハ) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

2-9 調査書等の作成

2-9-1 事後調査書等の作成

受注者は、事前調査までの成果を基に次の調査書及び図面を作成するものとする。

- (1) 調査区域位置図
- (2) 調査区域平面図
- (3) 建物等調査一覧表 (様式第1号)
- (4) 建物等調査書 (平面図、立面図等) (様式第2号)
- (5) 損傷調査書 (様式第3号)
- (6) 写真集

2-9-2 事後調査書及び図面

受注者は本特記仕様書2-9-1の調査書及び図面を次のように作成するものとする。

- (1) 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- (2) 調査区域平面図は、調査区域内の建物等の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
 - イ) 調査を実施した建物等については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
 - ロ) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。
- (3) 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物を所有している場合）の順に建物の所在、地番及び所有者等並びに建物の概要等必要な事項を記入する。また、工作物に損傷があった場合には、建物に準じて記入する。
- (4) 建物等調査書（平面図、立面図等）は、本特記仕様書2-5「事後調査における一般的事項」及び2-7「事後調査における損傷調査」の事後調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
 - イ) 建物等平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積及び各階別に面積並びにこれらの計算式を記入する。
 - ロ) 建物等立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - ハ) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。
- ニ) 工作物については、損傷の状況及び程度によりイ、ロ及びハに準じて作成する。
- (5) 損傷調査書は、本特記仕様書2-5「事後調査における一般的事項」及び2-7「事後調査における損傷調査」の事後調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事後調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- (6) 写真は、撮影したものを所定の記載を行ったうえで添付し、ファイルする。

2-10 立会い確認書

受注者は、建物等への立入り調査時に、各所有者へ建物等の立会い確認書（様式第4号）に署名、捺印を求め、受領した書面を監督員に提出するものとする。

2-11 所有者への調査報告書の配布

受注者は、建物所有者に調査結果報告書の配布を行うものとする。

（1） 調査結果報告書の作成

受注者は、各調査家屋の所有者へ配布する調査結果報告書を作成するものとする。報告書には、報告書内で用いられる専門用語を平易な言葉で解説した用語集を添付するものとする。なお、調査結果報告書の内容については、監督員と別途協議するものとする。

（2） 調査結果報告書の配布

報告書の配布は、所有者不在などやむを得ない事由を除き、調査結果報告書の内容を説明した上で、手渡しで行うものとする。その際、受領書（様式第5号）を所有者に記入して頂き、正を発注者へ、写しを所有者に渡すものとする。なお、所有者以外のものが調査結果報告書の内容説明を受け、当該報告書を受領する場合は、所有者から委任状（様式第6号）を取得するものとする。

2-12 打合せ

打合せ回数は、部分使用検査、業務内容確認検査及び完了検査を含め5回とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いには監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社宇都宮管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、WEBカメラ及びWEB会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

また、完了検査は、WEB方式により行うものとする。ただし、WEB方式による実施が困難な場合は、対面方式による実施について別途監督員と協議するものとする。

2-13 材料費等

材料費等は、家屋事後調査を実施するに当たって必要な材料等の費用として、補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1347号）第7条に定める完成業務原価報告科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果品作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、フィルム等の購入費）をいう。

2-14 交通費・宿泊費

2-14-1 交通費・宿泊費（打合せ）

交通費・宿泊費（打合せ）とは、設計打合せに必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、WEB会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

また、WEB方式にて実施する場合の完了検査の交通費・宿泊費の費用は計上しないものとする。なお、協議により完了検査が対面方式に変更となった場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

2-14-2 交通費・宿泊費（調査）

交通費・宿泊費（調査）とは、現地踏査及び家屋事後調査の外業、報告書配布に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

2-15 成果品

2-15-1 成果品

共通仕様書1-45-1「成果品」によらず下記のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね30日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書の表紙は、黒色とし、金文字製本とする。

2-15-2 標準提出部数

成果品の標準提出部数は、共通仕様書1-45-5「標準提出部数」によらず下表のとおりとする。

項目	監督員	NEXCO 総研	備考
報告書（紙）	2部	—	下野市用も含む
報告書（電子データ）	3部	1部	下野市用も含む

2-16 補足事項

2-16-1 設計図書の変更及び追加について

本調査業務により、近接する家屋等への事前調査を行った際の損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷が認められた際には、算定業務を追加する場合がある。

2-16-2 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-23 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

建 物 等 調 査 一 覧 表

工 区		工 期		事前調査		調査年月日		年 月 日		担当者		工事担当課		事後調査		調査年月日		年 月 日		担当者	
工事名		調査者		調査者		調査者		印		印		課		調査者		調査者		印		印	
調査 番号	建物 番号	建物等所在地 建物等所有者	建物等の 概要	用 途	経過 年数	延べ 面積	事前調査			申 出 年月日 調査 年月日	申 出 に 対 す る 調 査 結 果	応 急 復 旧 の 有 無	事後調査			費用負担 の要否	備 考				
							損 傷 有 無	損 傷 概 要	損 傷 の 要				損 傷 有 無	損 傷 概 要	損 傷 の 要						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4横とする。

建物等調査書（平面図、立面図等）

調査番号		建物番号	
所有者			
工 種	建物等の概要		
	事前調査	事後調査	
基礎			
屋根			
外壁			
内壁			
天井			
床			
経過年数			
用途			

事前調査	調査日	年 月 日
	調査者	印
事後調査	調査日	年 月 日
	調査者	印

注 用紙の大きさは、原則として日本産業規格 A 列 3 横とする。

損 傷 調 査 書 (~~事 前~~ ・ 事 後)

調査番号		建物番号		建物等所在地				事前 調査	調 査 年月日	年 月 日	確 認 年月日	年 月 日	
所有者 住 所				氏 名		占有者氏名			調 査 調査者		印	所有者	
								事後 調査	調 査 年月日	年 月 日	確 認 年月日	年 月 日	調 査 調査者
名 称	事 前 調 査							事 後 調 査					
(室名)	各部仕上材	写真番号	損傷の状況			備考		写真番号	損傷の状況			備考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 横とする。

令和 年 月 日

建 物 等 の 立 会 確 認 書

東日本高速道路株式会社
関東支社 宇都宮管理事務所長 殿

(建物所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(建物占有者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

下記の建物等について、〇〇〇〇スマート I C の工事に伴う建物等の事後調査に立ち会いました。

記

建物等表示 (建物番号)

所 在 地

種 類

構 造

調査番号
令和 年 月 日

受 領 書

東日本高速道路株式会社
関東支社 宇都宮管理事務所長 殿

東日本高速道路株式会社の施工する北関東自動車道（下野スマートIC）の工事に伴い、
令和 年 月 日に実施した私所有建物等の事後調査の結果については、調査結果報告書
を受領するとともに、当該報告書に記載のとおりであることを確認しました。

（建物所有者又は代理人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

調査番号
令和 年 月 日

委 任 状

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

私は、上記の者を代理人と定め、東日本高速道路株式会社の施工する北関東自動車道（下野スマート IC）の工事に伴う建物等の事後調査について下記の権限を委任します。

記

- 1. 調査の承諾または辞退に関する件
- 2. 調査の立会確認に関する件
- 3. 調査結果報告書の受領および確認に関する件

以上

(建物所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)